

## ○筑前町個人情報保護条例

平成24年12月14日条例第23号

## 筑前町個人情報保護条例

筑前町個人情報保護条例（平成17年筑前町条例第19号）の全部を改正する。

## 目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 個人情報の取扱い（第8条—第14条）

第3章 個人情報の開示請求等の権利（第15条—第28条）

第4章 不服申立て等（第29条—第32条）

第5章 個人情報処理受託者等の個人情報の保護、勧告等（第33条—第36条）

第6章 出資法人等の義務及び国等への要請（第37条—第38条）

第7章 雜則（第39条—第42条）

第8章 罰則（第43条—第47条）

## 附則

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、町が保有する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する個人の権利を保障するとともに、個人情報の適正な取扱いに関して必要な事項を定めることにより、基本的人権の擁護を図り、もって公正で民主的な町政の推進に資することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 実施機関 町長、教育委員会、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

（2） 個人情報 個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報

イ 事業を営む個人の当該事業に関する情報

（3） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これに類する町の施設において、一般の利用に供することを目的として管理しているもの

ウ 文書又は図画の作成の補助に用いるため一時的に作成したもの

（4） 個人情報の保管等 個人情報の収集、保管及び利用をいう。

（5） 町民等 町内に住所を有する者及び町内に住所を有しないが実施機関に自己情報が管理されている者をいう。

（6） 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。

（7） 審査会 筑前町情報公開条例（平成24年筑前町条例第22号。以下「情報公開条例」という。）第21条第1項に規定する筑前町情報公開・個人情報保護審査会をいう。

## （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

## （実施機関の職員等の責務）

第4条 実施機関の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職及び特別職の職員をいう。）は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業の実施に当たって、個人情報の保管等をするときは、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報に係る基本的人権の侵害を防止するための措置を講じるとともに、個人情報の保護に関する町の施策に協力しなければならない。

（町民等の責務）

第6条 町民等は、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報保護に関する町の施策に協力するとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、当該他人の権利及び利益を侵害することのないよう努めなければならない。

（適用上の注意）

第7条 この条例の適用に当たっては、事業者及び町民等の権利と自由を不当に侵害するようなことがあってはならない。

## 第2章 個人情報の取扱い

（保管等の一般的制限）

第8条 実施機関は、個人情報の保管等をするときは、その所掌する事務の目的を達成するため必要な範囲内で行わなければならぬ。

（業務の登録）

第9条 実施機関は、個人情報の保管等に係る業務について、個人情報取扱業務登録簿（以下「登録簿」という。）を備え、一般の閲覧に供しなければならない。登録簿は、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱業務登録票（以下「登録票」という。）をつづつたものをいい、総務課に備え置くものとする。

- (1) 業務の名称
- (2) 業務の目的
- (3) 個人情報の対象者の範囲
- (4) 個人情報管理責任者
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の収集方法
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 実施機関は、個人情報取扱業務を開始しようとするときには、あらかじめ、登録票を作成し、その旨を町長に届出なければならない。登録票に記載された事項を変更しようとするときも同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱業務を廃止したときは、遅滞なく登録票を廃止し、その旨を町長に届出なければならない。

4 町長は、実施機関から前2項の規定による届出があったときは、速やかに一般の縦覧に供しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定は、町の職員又は職員であった者に関する事務については、適用しない。

（収集の制限）

第10条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ収集の目的及び根拠を明らかにして、適法かつ公正な手続により、当該個人（以下「本人」という。）から直接収集しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

- (1) 本人（未成年者又は成年被後見人等の法定代理人を含む。第11条第1項及び第2項において同じ。）の同意があるとき。
- (2) 法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 所在不明、心神喪失等の事由により本人から収集することができない場合であつて、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(6) 他の実施機関から次条第3項各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

3 実施機関は、次に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令等の規定に基づくとき、又はあらかじめ審査会の意見を聴いて行政執行のために必要があると認めたときは、この限りでない。

(1) 思想、信条及び宗教に関する事項

(2) 社会的差別の原因となるおそれがある諸事実に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、基本的人権を侵害するおそれがある事項

4 法令等の規定により、本人又はその代理人が申請、届出その他これらに類する行為を行ったときは、第1項の規定による収集がなされたものとみなす。

(目的外利用及び外部提供の制限)

第11条 実施機関は、あらかじめ本人の同意があるときを除き、登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報を利用（以下「目的外利用」という。）してはならない。

2 実施機関は、あらかじめ本人の同意があるときを除き、登録した業務の目的の範囲を超えて個人情報を実施機関以外のものに提供（以下「外部提供」という。）してはならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本人の同意を得ないで目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をすることができる。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産の保護のため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(3) 会計又は業務監査のため必要であると認められるとき。

(4) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であつて、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

4 実施機関は、目的外利用等をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

5 実施機関は、外部提供する場合においては、提供を受ける者に対して、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は安全確保の措置を講じることを求めるものとする。

(オンライン結合による提供の制限)

第12条 実施機関は、オンライン結合（当該実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外の者が管理する電子計算機その他の情報機器とを通信回線を用いて結合し、当該実施機関が保有する個人情報を当該実施機関以外の者が隨時入手し得る状態にする方法をいう。）により、個人情報を実施機関以外の者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 法令等の規定に基づくとき。

(2) あらかじめ、審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認められる場合であつて、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

(適正管理)

第13条 実施機関は、個人情報を適正に維持管理し、その管理する個人情報を正確かつ最新なものとしておかなければならない。

2 実施機関は、前項の目的を達成するため、個人情報の漏えい、紛失、滅失、改ざん、損傷その他の事故を防止する等必要な措置を講じなければならない。

3 実施機関は、第1項の目的を達成するため、保有する必要がなくなった個人情報について、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。ただし、歴史的若しく

は文化的な資料又は学術研究用の資料として保存されることとなる個人情報については、この限りでない。

(個人情報管理責任者)

第14条 実施機関は、個人情報の適正な維持管理を図るため、個人情報管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

2 管理責任者は、個人情報の保管等の状況を点検し、所属職員に対する指導及び監督に努めなければならない。

第3章 個人情報の開示請求等の権利

(開示請求権)

第15条 何人も、実施機関に対し、当該実施機関が保有する公文書に記録されている自己に係る個人情報の開示を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人等の法定代理人又は病気その他やむを得ない理由により自ら請求することができない者として規則で定める者の代理人（以下「代理人」という。）は、本人に代わって前項の開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。

3 死者の個人情報は、当該個人情報について利害関係を有する者として規則で定める相続人（以下「関係相続人」という。）が開示請求をすることができる。

(個人情報の開示義務)

第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求をした者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該開示請求に係る個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令等の規定により開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等の事務事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの

(3) 開示請求者（代理人による開示請求の場合にあっては本人をいい、関係相続人による開示請求の場合にあっては死者を含む。第24条第1項において同じ。）以外の者に関する情報が含まれている個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の権利利益を侵害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者（代理人による開示請求の場合にあっては、本人）が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、身体、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4) 法人等に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業等に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

ア 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

- (5) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「国等」という。）からの委託、協議若しくは依頼に基づいて作成し、又は入手した個人情報であって、開示することにより、国等との協力関係を著しく害するおそれがあると認められるもの
- (6) 町の機関内部若しくは機関相互間又は町の機関と国等の機関との間における審議、検討、調査研究等に関するものであって、開示することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生じるおそれがあると認められるもの
- (7) 行政上の取締り、調査、交渉、争訟その他の事務又は事業に関するものであって、開示することにより、当該事務又は事業の目的を失わせ、若しくは公正、円滑な執行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるもの
- (8) 人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防、捜査又は公訴の維持その他公共の安全の確保のため、開示しないことが必要と認められるもの
- (9) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて開示しないことが公益上特に必要と認めたもの
- 2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に前項各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合において、その部分を容易に分離することができ、かつ、当該分離によって開示の趣旨が損なわれないと認められるときは、その部分を除いて、当該個人情報の開示を行わなければならない。

（個人情報の存否応答拒否）

第17条 開示請求に対し、当該請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否することができる。

（公益上の理由による裁量的開示）

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報（第16条第1項第1号の情報を除く。）が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

（訂正請求権）

第19条 何人も、実施機関が保管等をしている自己に関する個人情報について事実に誤りがあると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の訂正を請求することができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の訂正の請求（以下「訂正請求」という。）について準用する。

3 訂正請求に係る個人情報が第17条に規定する情報に該当するときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正請求を拒否することができる。

（削除請求権）

第20条 何人も、実施機関が第8条の規定による保管等の制限を超え、又は第10条第1項から第3項までの規定によらないで自己に関する個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の削除を請求することができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の削除の請求（以下「削除請求」という。）について準用する。

3 削除請求に係る個人情報が第17条に規定する情報に該当するときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該削除請求を拒否することができる。

（目的外利用等の中止請求権）

第21条 何人も、実施機関が第11条第1項から第3項までの規定によらないで自己に関する個人情報の目的外利用等をし、又はしようとしていると認めるときは、当該実施機関に対して、当該個人情報の目的外利用等の中止を請求することができる。

2 第15条第2項及び第3項の規定は、前項の目的外利用等の中止の請求（以下「利用中止請求」という。）について準用する。

3 実施機関は、利用中止請求がなされたときは、第23条の規定により、当該請求に対する諾否の決定を行うまでの間、当該請求に係る個人情報の目的外利用等を仮に中止するものとする。

4 利用中止請求に係る個人情報が第17条に規定する情報に該当するときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該利用中止請求を拒否することができる。

### (請求の手続)

第22条 開示請求、訂正請求、削除請求又は利用中止請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を提出しなければならない。

- (1) 請求者の氏名及び住所
- (2) 代理人が請求者となる場合にあっては、本人の氏名及び住所
- (3) 関係相続人が請求者となる場合にあっては、死者の氏名
- (4) 請求の区分
- (5) 請求に係る個人情報の記録の内容
- (6) 訂正、削除又は目的外利用等の中止の内容
- (7) その他規則で定める事項

2 請求者は、規則で定めるところにより、自己が当該請求に係る個人情報の本人又はその代理人若しくはその関係相続人であることを証する書類を提出し、又は提示しなければならない。

### (請求に対する決定等)

第23条 実施機関は、前条の規定による請求があったときは、当該請求があった日の翌日から起算して、開示請求にあっては14日以内に、訂正請求、削除請求又は利用中止請求にあっては28日以内に当該請求に対する諾否の決定をし、速やかに請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項の期間内に同項の決定をすることができないときは、その期間を14日を限度として延長することができる。この場合において、実施機関は、当該理由を請求者に速やかに通知しなければならない。

### (第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第24条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に町、国等及び開示請求者以外の者（以下「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る情報の表示その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第23条第1項の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る個人情報の件名その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えるなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合又は公益上緊急に開示する必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を開示しようとする場合であって、当該情報が、第16条第1項第3号イ又は同項第4号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
- (2) 第三者に関する情報が記録されている個人情報を第18条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示請求に係る個人情報の開示を承諾する旨の決定（以下「開示決定」という。）をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも14日間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

### (開示請求に係る個人情報が不存在の場合の手続)

第25条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が存在しないときは、開示請求があった日の翌日から起算して14日以内に、当該個人情報が存在であることを理由として開示をしない旨の決定をしなければならない。

### (開示等の実施)

第26条 個人情報の開示は、文書、図画、写真については閲覧又は写しの交付により、フィルム又はテープについては視聴に供することにより、電磁的記録については、その種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行うものとする。ただし、閲覧の方法による情報の開示にあっては、実施機関は、当該情報の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 実施機関は、第23条第1項の規定により訂正、削除又は目的外利用等の中止を決定したときは、速やかに当該個人情報の訂正、削除又は目的外利用等の中止をしなければならない。この場合において、実施機関は、その旨を請求者及び現に当該個人情報の目的外利用等をしているものに対し、通知するものとする。

(他の制度との調整)

第27条 この条例の規定は、次に掲げる個人情報については、適用しない。

- (1) 統計法（平成19年法律第53号）第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 図書、資料、刊行物等（以下「図書等」という。）を閲覧に供し、又は貸し出すことを目的とする施設において、当該目的のために管理されている図書等に記録されている個人情報

2 法令等（情報公開条例を除く。）の規定により、個人情報の開示又は訂正等その他個人情報の取扱いに関する手続の定めがあるときは、その定めるところによる。

(手数料等)

第28条 この条例に基づく個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求及び利用中止請求については、手数料を徴収しない。

2 第26条第1項の規定により写しの交付を受ける者は、規則で定めるところにより、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第4章 不服申立て等

(審査会への諮問)

第29条 この条例による個人情報の開示請求、訂正請求、削除請求又は利用中止請求に対する処分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあつたときは、当該不服申立てに対する裁決又は決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに、審査会に諮問しなければならない。

- (1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。
- (2) 不服申立てに係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報（公文書に記録された個人情報をいう。以下同じ。）の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第30条において同じ。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部を開示することとするとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。
- (3) 不服申立てに係る訂正決定等（訂正請求の全部を容認して訂正をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る訂正請求の全部を容認して訂正することとするとき。
- (4) 不服申立てに係る削除決定等（削除請求の全部を容認して削除をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る削除請求の全部を容認して削除することとするとき。
- (5) 不服申立てに係る目的外利用等の中止の決定等（目的外利用等の中止の請求の全部を容認して目的外利用等の中止をする旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る目的外利用等の中止の請求の全部を容認して目的外利用等の中止することとするとき。

2 実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 請求者（当該請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第30条 第24条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決又は決定をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する裁決又は決定
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の裁決又は決定（第三者である参加人が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

### (諮詢に対する答申の尊重)

第31条 第29条の規定により諮詢をした実施機関は、当該諮詢に対する答申を受けたときは、これを尊重して、速やかに裁決又は決定を行わなければならない。

### (審査会の権限)

第32条 審査会は、この条例によりその権限に属することとされた事項を処理するほか、個人情報保護制度の運営に関する重要な事項について、実施機関の諮詢に応じて調査審議し、又は実施機関に意見を述べることができる。

## 第5章 個人情報処理受託者等の個人情報の保護、勧告等

### (個人情報処理受託者の義務等)

第33条 実施機関から個人情報の処理の委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、当該受託した処理業務の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、個人情報の処理を委託するときは、当該契約において、個人情報の適切な取扱いについて受託者が講すべき措置を明らかにしなければならない。

3 受託者（受託した業務の再委託を受けた者を含む。）において受託した業務に従事している者又は従事していた者は、当該受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### (指定管理者の義務等)

第34条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により町の指定を受けた者（以下「指定管理者」という。）は、当該指定に係る業務（以下「指定業務」という。）の範囲内で個人情報の保護について、実施機関と同様の義務を負うものとする。

2 実施機関は、指定管理者に対し、当該指定業務における個人情報の適切な取扱いについて指定管理者が講すべき措置を明らかにしなければならない。

3 指定管理者において公の施設の管理の業務に従事している者又は従事していた者は、当該指定業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

### (事業者に対する措置)

第35条 町長は、事業者において個人情報の適正な取扱いが確保されるように、助言又は指導その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 町長は、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるときは、当該事業者に対し、その事実を明らかにするために必要な限度において、説明又は資料の提出を求めることができる。

3 町長は、事業者が前項の規定による説明を正当な理由なく行わず、若しくは虚偽の説明を行い、若しくは同項の規定による資料を正当な理由なく提出せず、若しくは虚偽の資料を提出したとき、又は事業者が個人情報を著しく不適正に取り扱っていると認めるときは、審査会の意見を聞いたうえで、当該事業者に対し、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

### (違反事実の公表)

第36条 町長は、事業者が前条第3項の規定による勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。この場合において、審査会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、前項の規定により公表しようとするときは、違反事実の有無等について事業者に対して意見陳述の機会を与えなければならない。

## 第6章 出資法人等の義務及び国等への要請

### (出資法人等の義務)

第37条 町が出資し、又は財政上の援助をしている法人その他の団体（一部事務組合及び広域連合を除く。以下「出資法人等」という。）であって、町長が定めるものは、個人情報の保管等に関し、実施機関に準じた保護措置を講じるものとする。

2 町長は、出資法人等以外のもの又は町が加入している一部事務組合若しくは広域連合に対して、個人情報の保管等に関し、適切な措置を講じるよう協力を要請するものとする。

### (国等との協力)

第38条 町長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して、

適切な措置を講じるよう協力を求めるものとする。

2 町長は、事業者が行う個人情報の保管等に関し、国等が行う施策に協力することを求められたときは、その求めに応じるものとする。

## 第7章 雜則

### (苦情の処理)

第39条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めなければならない。

2 町長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の申出があったときは、当該事業者に対し、適切かつ迅速にこれを処理するよう助言又は指導を行うものとする。

3 町長は、前項の規定による処理のために必要があると認めるときは、事業者その他の関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。

### (町長の調整)

第40条 町長は、町長以外の実施機関に対し、個人情報の取扱いに関する報告を求め、又は助言することができる。

### (運用状況の公表)

第41条 町長は、毎年1回、この条例の運用状況について、規則で定めるところにより一般に公表するものとする。

### (委任)

第42条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章 罰則

### (罰則)

第43条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第33条第3項の委託を受けた事務若しくは第34条第3項の指定管理者の行う事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由なく、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第44条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第45条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム、テープ及び電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第46条 前3条の規定は、本町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第47条 偽りその他不正の手段により、第26条第1項に規定する個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

### (経過措置)

2 この条例の施行前に実施機関が行った個人情報の収集若しくは利用又は提供は、この条例の施行の日以後においては、この条例の規定により行われたものとみなす。

3 この条例の施行の際現に実施機関が保有している個人情報に係る個人情報取扱業務に関する第9条第2項の規定の適用については、同項中「開始しようとするときには、あらかじめ」を「現に行っているときは、この条例の施行後速やかに」とする。